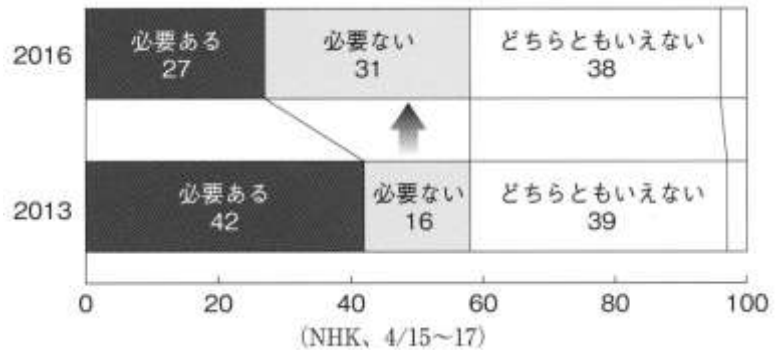


第3次安倍再改造内閣
改憲派ズラリ

憲法守れ

◆8月3日、第3次安倍再改造内閣が発足しました。
◆信濃毎日新聞は4日の社説で、「官邸独走の懸念さらに」との見出しを掲げ、「会見で『最優先課題は経済』とも強調している。これまでも同様に語りながら、実際には集団的自衛権の行使容認などを強引に進めてきた」と、懸念を指摘しています。
◆自民党の閣僚全員が、日本の過去の侵略行為を「正しい戦争だった」とする、「靖国」派の議員です。防衛相になった稲田氏は、今年2月の衆院予算委員会で「現実には合わなくなっている9条2項をこのままにしておくことこそ、立憲主義を空洞化する」と主張しました。海外メディアも警戒しています。
◆改憲を許さず、憲法を守る運動を、さらに前進させようではありませんか。

憲法「改正」世論調査 (月刊全労連 2016.7号より)
安倍改憲に国民が危機感



戦後71年目の夏
「戦争しない国」をいつまでも
やっぱり9条を守りたい



戦後71年目の夏、あらためて「戦争だけはイヤだ」と思われた方が多いことでしょう。310万人の日本国民の命と、2000万人以上のアジアの人々の命を奪った「15年戦争」。その悲しみの上に、「二度と戦争しない」と誓ったのが日本国憲法です。この平和憲法があったから、戦後71年間、日本は「戦争しない国」として、世界から信頼されてきました。ところが、安倍政権は「安保関連法=戦争法」を施行し、さらに憲法を勝手に変えて、「戦争する国」づくりをねらっています。でも、主権者は私たち国民です。国民の声で憲法改憲をストップさせましょう。

「改憲急ぐな」
どの世論調査でも過半数
参議院選挙後、多くの新聞が社説に「有権者は安倍政権に白紙委任状を与えたわけではない」「改憲への賛同とは言えない」と書きました。選挙中は改憲を語らず、争点隠しをしておいて、選挙が終わった途端に改憲議論をすすめるようとしている安倍首相を厳しく批判しています。
選挙後のどの世論調査でも「改憲を急ぐべきでない」が過半数です。国民は、けっして、改憲を支持していません。選挙で多数をとったからと、改憲にアグセルをふかすなど、許されません。

危険高まる南スーダンPKO
戦争法を発動させてはなりません
戦争法は、日本が攻撃されていないのに他国軍がおこなう戦争に参加する法律です。日本を守る法律ではありません。戦争法の具体化として、南スーダンPKOに派遣されている自衛隊に、他国軍を守るための「駆けつけ警護」という任務の追加が狙われています。激しい戦闘が続く南スーダンで、自衛隊員が「戦場で殺し、殺される」現実の危険が高まっており、自衛隊員や家族の間に不安が広がっています。憲法違反の戦争法を発動させてはなりません。「戦争法の廃止を求める2000万人署名」に寄せられた声にこたえて今すぐ廃止すべきです。

安倍首相がねらう
「改憲」の前身は、
まるごと「戦争する国」

自民党の憲法改正草案は、憲法9条2項を削除して「国防軍」を明記しています。公益のために国民の権利を制限し、ナチスドイツのような「緊急事態条項」もねらっています。これでは戦前に逆戻りです。いま、求められているのは、憲法を変えないことではありません。平和・いのち・人権・個人の尊厳を大切にすなわち日本国憲法を守り、いかすことです。

長野労連女性部 学習交流会

体を動かし仲間と交流

長野労連女性部は、毎年7月に学習交流会を開いており、今年は梅雨が明けた模様、と報道があった7月28日（金）に、昨年、一昨年に引き続きヨガ教室を行いました。夕方とはいえ、まだ暑さの残る中、会場の長野中央介護センターつるがに、仕事帰りの女性たちが続々と集まりました。

講師は優しく丁寧な指導で昨年好評だった清沢香織先生に松本からおいでいただき、今年も熱心にご指導いただきました。固くなっていた心も体もしっかり伸ばすことができ、予定の1時間半はあっという間に過ぎました。

参加者からも「参加してよかった。心も体も軽くなった気がします」「ストレス解消できました」等の感想が寄せられ、好評でした。

酷暑の中での交流会でしたが、ホッとできる時間

が持て、充電できました。少しだけですが元気も出ました。今後もこういう機会に大勢の働く仲間と交流できれば、と思いました。

長野労連女性部長

牧野内信子(高教組長水支部：長野高校)



最賃引き上げ、みんなで賃上げ

7/15 の賃金学習交流集会で、講演のレジュメにも掲載された、右の二つの表をご覧ください。

◆①は、昨年4月、人事院が算定した標準生計費です。生計費とは、1世帯が生活のために支出する費用のことです。私たちの生活実感からはかけ離れた、低い金額となっていることがわかります。

◆②は、全労連が行った「最低賃金生計費調査」の静岡県の結果です。調査では、全国どこでも静岡県とほぼ同様の額となりました。例えば、20代単身者では、新潟県は月額24万3742円、愛知県は22万6583円、広島県は21万1394円などです。

◆実態とかけ離れた人事院の標準生計費を根拠に、労働者の賃金を決めることは間違っています。大幅な賃上げなしに、生活改善につながりません。

◆安倍政権は「異次元の金融緩和」ではなく、「異次元の大幅賃上げ」で、最賃を大幅に引き上げて、経済を立て直す道を歩むべきです。

①異常に低い、人事院が算定する標準生計費

費目別、世帯人員別標準生計費（人事院、平成27年4月）

単位：円

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		27,800	34,050	45,800	57,550	69,300
住居関係費		43,190	58,260	50,360	42,460	34,560
被服・履物費		4,740	5,950	7,830	9,700	11,580
雑費Ⅰ		27,370	36,890	56,030	75,190	94,340
雑費Ⅱ		11,620	23,740	27,100	30,450	33,800
計		114,720	158,890	187,120	215,350	243,580

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

②全労連の最低賃金生計費調査結果

世帯類型別の最低生計費（税込の月額）

25歳男性	35歳男性	45歳男性	53歳男性
	33歳女性	43歳女性	50歳女性
	9歳女性	13歳男性	20歳女性
		9歳女性	16歳男性
237,357	407,645	509,519	673,251

資料：静岡県最低生計費試算運動合同チーム「静岡県の最低生計費」

運動方針を、議論し
決定します。

長野労連第38回定期大会 9月2日(金)

長野労連評議員会

8月22日(月)